

千歳市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱

平成 22 年 6 月 21 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千歳市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づく資格を定めて行う事後審査型条件付一般競争入札の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、事後審査型条件付一般競争入札とは、入札参加資格に一定の条件を付した上で、入札参加者を募り、そのうち最低価格入札者を落札候補者とし、入札執行後に、入札参加資格要件を満たすかどうかの審査を行い落札者を決定する入札方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 事後審査型条件付一般競争入札に付する工事（以下「対象工事」という。）は、制限付一般競争入札に付するものを除き、千歳市建設工事請負業者指名委員会又は建設工事請負業者指名小委員会（以下「指名委員会等」という。）が適当と認めるものとする。

(入札の公告)

第 4 条 市長は、対象工事について工事名のほか、工期、工事の概要、入札参加資格要件等の事項を公告するものとする。

2 公告の期間は、原則として予定価格が 5,000 万円未満の工事にあつては 10 日、5,000 万円以上の工事にあつては 15 日以上とする。ただし、5 日以内に限り短縮することができるものとする。

(入札参加者の資格要件)

第 5 条 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げるもののの中から、その対象工事ごとに指名委員会等で定める。

- (1) 対象工事に対応する千歳市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建設業法に基づく許可を得た主たる営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。
- (3) 官公庁発注工事で対象工事と同種かつおおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。
- (4) 対象工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が 2 年以上あること。
- (5) 対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者等を確保できること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 公告の日から入札執行日までの間に千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱

(平成14年12月18日市長決裁)の規定による指名の停止を受けていない者であること。

(8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(9) その他工事の性質に応じ、市長が必要と認める事項
(入札参加申請)

第6条 事後審査型条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を公告に示した受付期間内に到着するように郵送、電子メール又は持参により、提出するものとする。

2 前項の申請書は、受付期日を過ぎて到着したもの又は、電送によるものは受け付けないものとする。

(設計図書の閲覧等)

第7条 対象工事の設計図書は、公告の期間中、指定する場所において閲覧に供するものとする。

2 対象工事の設計図書は、公告の期間中、千歳市ホームページに掲載し、配付するものとする。ただし、これによりがたい場合は、貸出しにより、提供するものとする。

3 対象工事の設計図書に対する質問は、公告の期間中、質疑書により受付し回答する。
(入札の執行)

第8条 入札執行者は、入札執行の際、入札参加者全員から対象工事に係る工事費内訳書の提出を求めるものとする。

2 開札後、同じ価格をもって入札した者が2人以上あり、その価格が最も低い入札価格であるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

3 開札後、予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、この者のうち最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札を保留する。

(参加資格の審査)

第9条 入札参加資格要件審査書類は、落札候補者に提出を求めた日の翌日から起算して原則として2日（休日を除く。）以内に到着するように郵送、電子メール又は持参により提出しなければならないものとする。

2 入札参加資格要件審査書類の主なものは、次のとおりとする。

(1) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式）

(2) 工事施工実績を証明できるもの

(3) 配置予定技術者経歴書

3 入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていないときは、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、次順位者が2人以上あるときは、その者らを一堂に会し、くじ引きを行い、順位を決定するものとする。

4 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査書類の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。

(審査結果の通知及び落札者の決定)

第10条 落札候補者が入札公告に示す入札参加資格要件を満たさないときは、当該落札候補者のした入札は無効とし、当該落札候補者に対して、その理由を付し、文書で通知するものとする。

2 入札参加資格要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、前項の通知を受け取った日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内にその理由について書面により説明を求めることができ、説明を求められた日の翌日から起算して原則として10日（休日を除く。）以内に書面（第3号様式）により回答するものとする。

3 落札者を決定したときは、当該落札者に連絡し、契約締結に必要な書類の提出を求めるものとする。

（入札結果の公表）

第11条 事後審査型条件付一般競争入札に付した工事については、入札結果を別に定める手続により公表するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事後審査型条件付一般競争入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成22年6月21日）

この要綱は、平成22年7月7日から施行し、この要綱による改正後の千歳市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱の規定は、平成22年7月28日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則（平成26年5月1日）

この要綱は平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成28年2月5日）

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月15日）

この要綱は、令和2年4月15日から施行し、この要綱による改正後の千歳市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱の規定は、令和2年5月1日以後に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則（令和4年3月25日）

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月9日）

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

事後審査型条件付一般競争入札参加申請書

年 月 日

千歳市長 様

会社名
申請者 代表者職氏名（受任者名）
電話番号

下記の工事について、事後審査型条件付一般競争入札への参加を申請します。

記

工事名 _____

注意 この申請は入札を義務付けるものではありません。

千歳市事後審査型条件付一般競争入札参加申請受理票

工事名 _____

商号又は名称 _____

受付印

第2号様式

事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

千歳市長 様

会社名
申請者 代表者職氏名（受任者名）
電話番号

下記の工事について、事後審査型条件付一般競争入札参加資格の確認を申請します。

記

工事名 _____

第3号様式

千 第 号
年 月 日

申請者

住 所

会社名

代表者職氏名（代表会社名） 様

千歳市長

印

入札参加資格要件を満たさないとした理由の説明書

下記工事において、入札参加資格要件を満たさないとした理由について、次のとおり説明します。

工事名	
入札参加資格要件 を満たさないとし た理由	